

地方における道路整備の促進と安定的な財源確保を求める意見書

道路は、地域経済を支える最も基礎的な社会基盤であり、その整備充実を長年にわたり熱望しているところである。

今日、道路整備は、都市部を中心に全国的にはあたかも完了したかのごとく伝えられているが、地方においてはいまだ十分とは言えず、高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり、都市づくりを推進するためにはさらなる道路整備が必要不可欠である。

また、本市においては、近い将来発生が予想される東南海・南海地震に対する救急活動や救援物資の輸送など、地域の安全、安心を支える上でも、高規格幹線道路から生活道路に至る体系的な道路網の整備が急務となっている。

こうした現状の中、昨年末の道路特定財源の見直しに関する具体策に基づき、道路の中期計画の素案が示されているところであるが、道路整備に対する住民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、次の事項について強く要望する。

記

1. 住民が期待する道路整備を計画的かつ着実に進めるため、道路特定財源諸税の暫定税率を10年間延長するとともに、受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、すべて道路整備を推進するために充てること。
2. 地域格差を是正するため、地方の道路整備が加速されるよう、地方への配分割合を高めるなど、地方における道路整備財源の充実を図ること。
3. 渋滞対策、バリアフリー化、交通安全対策、防災対策等、安全で快適な生活環境づくりを推進するための道路整備を一層促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

御 坊 市 議 会

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	福田康夫	殿
総務大臣	増田寛也	殿
財務大臣	額賀福志郎	殿
国土交通大臣	冬柴鉄三	殿